

平成 27 年度以降の町立わかば幼稚園の保育料等について

町立わかば幼稚園は、町立施設の整合性を図る観点から、平成 27 年度に新制度へ移行することといたしました。

なお、新制度における利用者負担額（保育料）は、国が定める水準を限度に世帯の所得に応じた応能負担が原則となりますが、町立わかば幼稚園の保育料については、保護者負担等を考慮し、当分の間、現行の保育料と同水準の負担額を設定する予定です。

1 保育料

【現行】入園料 3,000円・保育料（月額）7,000円

【改定後】利用者負担額（保育料）〔月額〕（下表のとおり）

階層	区分	利用者負担 国基準金額 (A)	利用者負担額 (町1号認定) (B)	わかば幼稚園 利用者負担額 (C)
1	生活保護世帯	0円	0円	0円
2	町民税非課税世帯 (町民税所得割非課税世帯含む)	3,000円	2,000円	2,000円
3	町民税所得割課税額 ～77,100円	16,100円	13,600円	7,000円
4	町民税所得割課税額 ～211,200円	20,500円	17,400円	7,000円
5	町民税所得割課税額 211,201円～	25,700円	21,800円	7,000円

※注

(A) 実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いて算出した国の基準として示している利用者負担額

(B) 幕別町が案として示している 1 号認定利用者負担額

(C) 経過措置として、幕別町教育委員会が案として示す「わかば幼稚園」に係る利用者負担額

2 多子世帯の負担軽減

・幼稚園年少から小学 3 年生までの範囲において、最年長の子どもから順に 2 人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第 2 子については半額、第 3 子以降については無料とします。

3 低所得世帯等の減免（右表のとおり）

【対象世帯】

- ・母子・父子世帯
- ・障害児（者）のいる世帯

階層	区分	わかば幼稚園 利用者負担額
2	町民税非課税世帯 (町民税所得割非課税世帯含む)	0円

4 延長保育（預かり保育）料

【対象】

・通常の保育時間を超えて保育を実施した場合、認定子ども毎に延長保育料を徴収します。

【延長保育料】

- ・1 時間当たり 200 円（1 か月の限度額 4,000 円）